

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年10月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500127号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500009号

第1 結論

昭和60年*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年*月から平成2年3月まで

私は、昭和61年3月にA市にあった専門学校を卒業したが、卒業後は父親がB市(現在は、C市)で自営業を行っていたため、同市に戻り、母親及び兄と共に父親の仕事の手伝いをしていた。請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付については、父親が行ってくれていたため、詳しいことは分からないが、当時、家族4人分(父親、母親、兄及び請求者)の保険料は父親がまとめて納付してくれていたと記憶している。

また、父親が口座名義人となっているD金融機関(現在は、E金融機関)の普通預金元帳が残っていたため、調べてみたところ、昭和61年6月及び同年8月のそれぞれに「シゼイ」として、2万8,400円の支払が確認できた。昭和61年度の毎月の国民年金保険料は7,100円であり、2万8,400円は、家族4人分の保険料と一致することから、当該支払額には、私の分の保険料も含まれている可能性があると思う。摘要名が「シゼイ」となっている理由は分からないが、当時は、父親の仕事の関係でD金融機関の職員が集金のため職場に来ることがあったため、同金融機関の職員が国民年金保険料の支払処理を行った際に「シゼイ」で処理してしまったのではないかと思う。

さらに、現在、所持している年金手帳には国民年金手帳記号番号*が記載されているが、請求期間当時、B市で同居し、同じ職場で働いていた父親、母親及び兄には、*から始まる国民年金手帳記号番号が払い出され、請求期間の保険料が納付されている記録があるため、私にも*から始まる国民年金手帳記号番号と請求期間の納付記録がどこかにあるのではないかと思う。

平成10年頃に勤めていた会社の社会保険労務士に国民年金手帳記号番号が二つあるため、一つにまとめると言われた記憶があり、年金手帳には「登録処理済」のスタンプが押されていることから、私に払い出されていたはずの*か

ら始まる国民年金手帳記号番号については、＊に登録する事務処理が行われたと考えられるが、その際に事務処理誤りがあり、請求期間の納付記録がなくなってしまったのではないかと考えている。

請求期間について、父親、母親及び兄の保険料が納付されているにもかかわらず、私だけ未納となっているのはおかしいと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 C市から提出された国民年金記録によると、請求者については、国民年金の被保険者資格を取得する届出が平成2年3月27日付けで行われていることが確認できることから、この頃に加入手続が行われ、国民年金手帳記号番号＊が払い出されたとみられる。この際、20歳に到達した昭和60年＊月＊日に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われており、このことは、オンライン記録及び請求者から提出された年金手帳の記載内容とも符合している。

2 これに対して、請求者は請求期間当時、父親、母親及び兄と同様に自身にも＊から始まる国民年金手帳記号番号が払い出され、当該手帳記号番号に請求期間に係る納付記録があったはずである旨主張し訂正請求を行っている。

しかしながら、請求者は、請求期間の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る加入手続及び保険料納付に関する詳細は不明である。

また、日本年金機構が保管するB市の請求者に係る国民年金被保険者名簿において、「もれ者」の記載が確認できるところ、C市は、「もれ者」について、20歳以上で加入手続をしていなかった人が遡って適用になった事を意味する旨回答しており、このことは、上述の平成2年3月27日の加入手続の際に20歳まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われていることとも符合している。

さらに、日本年金機構は、B市については、昭和63年4月1日に管轄がF社会保険事務所（当時）からG社会保険事務所（当時）に変更となったため、昭和63年4月1日より前に加入手続を行った父親、母親及び兄については、F社会保険事務所が使用していた＊から始まる国民年金手帳記号番号が払い出され、昭和63年4月1日以降に加入手続（平成2年3月27日）が行われた請求者については、G社会保険事務所が使用していた＊から始まる国民年金手帳記号番号が払い出されたものと考えられる旨回答している。このため、請求者に対して、＊ではなく、＊から始まる国民年金手帳記号番号（＊）が払い出されていることに不自然な点は見当たらない。

加えて、上述のC市の国民年金記録及び国民年金被保険者名簿において、平成2年3月頃に払い出された＊以外の国民年金手帳記号番号の記載はなく、国民年金手帳記号番号が訂正又は取り消された形跡等も見当たらない。あわせて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録においても、請求者の氏名に関して可能性のある読み方等を考慮して確認を実施しても、請求

者に対しては、*以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、平成2年3月27日の加入手続が行われるまで、国民年金に未加入であり、請求者に対して納付書が発行されることはなかったこととなる。

また、上述の加入手続時期を基準とすると、請求期間のうち、昭和60年*月から昭和62年12月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、父親は、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、昭和63年1月から平成2年3月までの保険料については、納付することが可能であったものの、上述のとおり、父親は既に亡くなっていることから、保険料納付に関する詳細は不明である。あわせて、C市から提出された国民年金記録及び日本年金機構が保管する請求者に係る国民年金被保険者名簿において、請求期間はオンライン記録と同様に未納とされている。

- 3 請求者は、国民年金手帳記号番号の登録の際に事務処理誤りがあり、*から始まる国民年金手帳記号番号に記録されていた請求期間に係る納付記録がなくなってしまった旨の疑念を抱いているものの、上述のとおり、請求者に対して、*から始まる国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、年金手帳に押されている「登録処理済」のスタンプについて、日本年金機構は、*を基礎年金番号*（厚生年金保険の番号が基礎年金番号として付番されたもの）に統合する事務処理が行われた際に押されたものである旨回答していることを踏まえると、国民年金手帳記号番号の登録の際に事務処理誤りがあったとは推認し難い。

- 4 請求者から提出された父親のD金融機関に係る普通預金元帳によると、摘要名が「シゼイ」として、昭和61年6月6日及び同年8月29日のそれぞれに2万8,400円の支払が確認できるところ、2万8,400円は昭和61年度の4か月分の国民年金保険料と一致する。

しかしながら、E金融機関は、普通預金元帳の「シゼイ」については、記載されている取引コードから預金通帳を使用して口座から出金が行われたものであるが、出金の際の摘要名は自由に決めることが可能であり、誰が摘要名を「シゼイ」としたのか、何を支払ったものかは分からない旨回答している上、C市は、「シゼイ」について、B市が直接収納した記録ではないと考えられるため、詳しいことは分からない旨回答していることから、「シゼイ」の詳細については不明である。

なお、仮に父親の普通預金元帳に記載されている昭和61年6月6日及び同年8月29日の「シゼイ」2万8,400円が国民年金保険料として支払われたものであったとしても、昭和61年度当時、国民年金の被保険者は父親及び母親の二人であり、当該年度の保険料を全て定額納付していることから、父親及び母親に係る保険料の支払であった可能性が考えられる一方、請求者については、昭和61年度当時、国民年金に未加入であったことを踏まえると、「シゼイ」に請

求者の請求期間に係る保険料が含まれていたと推認することはできない。

- 5 このほか、A市は、請求期間に係る国民年金記録は保管していない旨回答している上、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。